

漁業・養殖業復興支援事業

【81,763百万円】

対策のポイント

- ・収益性の高い操業体制への転換を図る場合に必要な経費を支援します。
- ・養殖生産の早期再開のため経営再建の支援を行います。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により東北地方及び関東地方太平洋側を中心に甚大な災害が発生し、幅広い地域で水産関係に壊滅的な被害が生じています。
- ・漁業復興のためには、震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制への転換を図る必要があります。
- ・養殖業復興のためには、共同化による生産の早期再開に向けた経営の再建と安定的な生産体制の構築を図る必要があります。

政策目標

- 震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制の構築
- 被災地における養殖業の早期再開と生産量の回復

<主な内容>

1. 漁業復興支援運営事業

480百万円

漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革して収益性を向上する復興計画の策定・認定等に係る経費を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：漁業協同組合等）

2. 養殖復興支援運営事業

832百万円

養殖業の生産活動の再開に向けて、安定的な水産物生産体制の構築を図る復興計画の策定・認定等に係る経費を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：漁業協同組合等）

3. がんばる漁業復興支援事業

23,800百万円

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（用船料、燃油代、氷代等）を支援します。

（補助率：定額（水揚げ金額では賄えない事業経費の9/10、2/3、1/2を支援）
事業実施主体：漁業協同組合等）

4. がんばる養殖復興支援事業

56,651百万円

地域で策定した復興計画に基づき、養殖業の復興を推進するため、5年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に必要な経費（施設等借上費、養殖作業費、資材費等）を支援します。

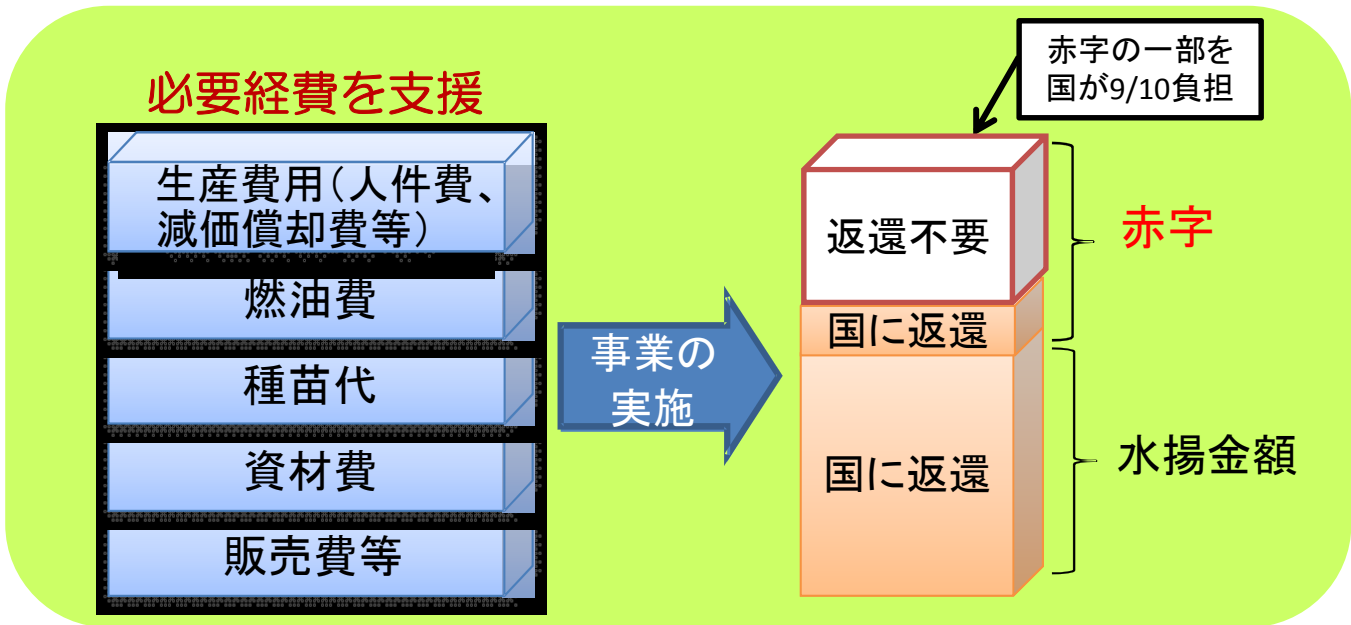
（補助率：定額（水揚げ金額では賄えない事業経費の9/10を支援）
事業実施主体：漁業協同組合等）

お問い合わせ先：

- 1、3の事業 水産庁漁業調整課（03-3502-8469（直））
- 2、4の事業 水産庁栽培養殖課（03-6744-2383（直））

がんばる養殖復興支援事業

養殖業の復興を推進するため、生産の共同化による経営の再建に必要な経費を支援します。



養殖業の 経営再開

事業の内容

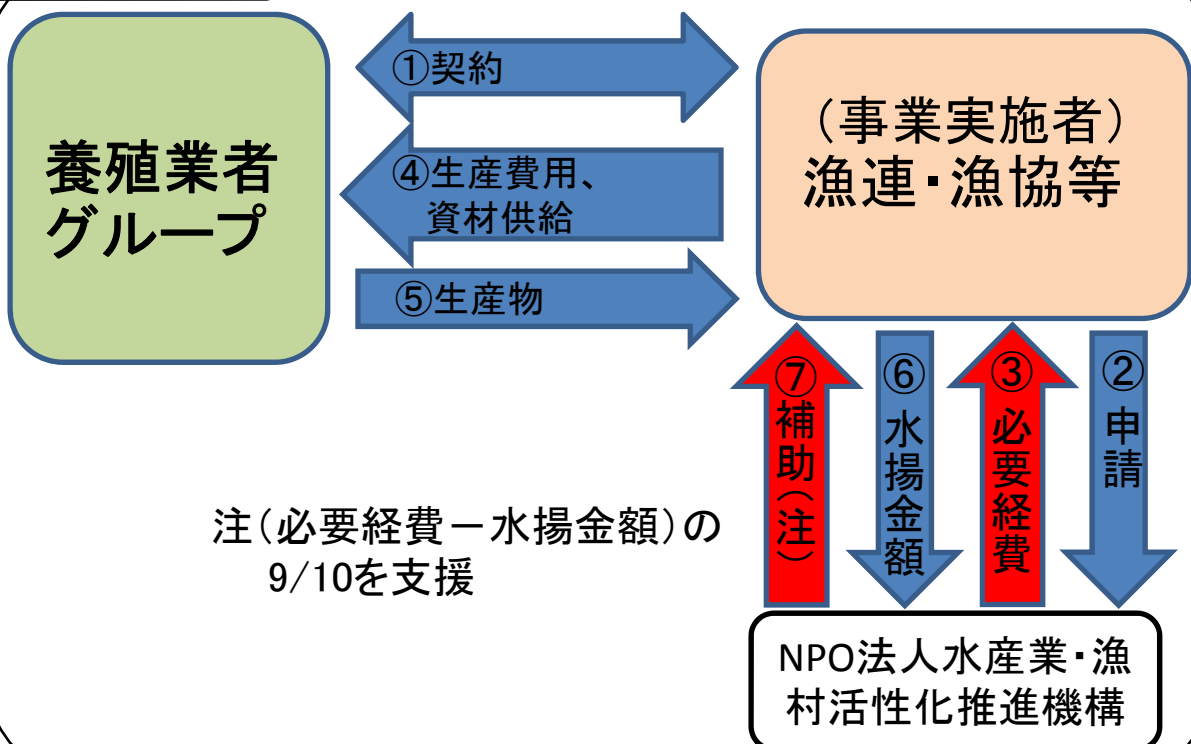
地域で策定した養殖復興計画に基づき、共同化、協業化により、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、生産費用（人件費を含む）、資材費等、必要な経費を支援します。

（事業実施者）
漁連・漁協等

（補助率）
水揚げ金額では賄えない必要経費について、その差額分の9/10を補助

※ 事業期間は5年以内で、3回の生産までとし、その期間にわたって必要な経費を支援します。

事業の仕組



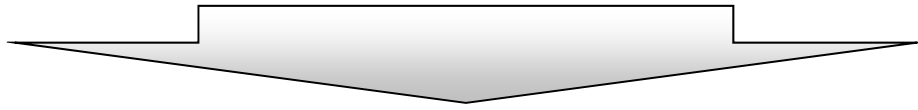
【お問い合わせ先】

水産庁栽培養殖課 TEL 03-6744-2383

(参考)

〈養殖復興計画の策定と認定の流れ〉

① 地域養殖復興協議会の設置 ← 水産庁長官の承認



② 地域の養殖復興計画を策定 ← 認定協議会による支援

認定協議会へ提出

③ 認定協議会による審査、認定（水産庁協議）

認定養殖復興計画に基づき

④ がんばる養殖復興支援事業の実施

※ 養殖復興計画の策定にあたっては、地域の漁連・漁協、都道府県にもご相談下さい。

【お問い合わせ先】

水産庁栽培養殖課 03-6744-2383